

# 一般社団法人 J r S r 定款

平成 26 年 9 月 3 日作成

# 定 款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人J r S rと称する。  
当法人は、一般社団法人ジュニア シニアと呼称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、国際的なスタンダードに準じ日本の医師を始めとする医療従事者の教育・育成の改善を通じ、患者・家族に国際標準の医療を提供すると共に国際的な健康医療情報を基に国民への有用な啓発活動に貢献することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 海外医療教育機関との提携・協力
- 2 日米での医学交流
- 3 国際的な医療提供者となる人材への指導・支援
- 4 その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会、監事を置く。

## 第2章 社 員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第7条 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第9条 社員は、いつでも退社することができる。

ただし、退社しようとするときは、当法人に、その旨書面をもって30日前までに届出なければならない。

(除名)

第10条 社員が、当法人の名誉を毀損し、または当法人の目的に反する行為をしたとき、若しくは社員としての義務に違反したときは、社員総会の決議により除名することができる。

但し、当該社員に対し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の選任又は解任

- (3) 理事の報酬の額又はその規定
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び財産の処分
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第 14 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長がやむを得ぬ理由により不在のときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第 49 条第 2 項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第 4 章 役員等

(役員の種類及び員数)

第 19 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3 名以上 7 名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち1名以上を、代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とする。

(選任)

- 第20条 当法人の理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務・権限)

- 第21条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
- 2 理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務・権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 5 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

- 第24条 役員が次のいずれかに該当するに至った時は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって（委任状を提出した者を含む）、総社員の議決権の3分の2以上の承認をもってこれを行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 25 条 役員は無報酬とする。

ただし、常務理事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 26 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務の企画、立案及び執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常務理事の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 29 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く過半数の理事が出席し、出席理事の過半数の承認をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、「一般法人法」第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の決議の省略)

第 31 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第 32 条 代表理事は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告するものとする。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長（会長に事故もしくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名または記名押印する。

## 第 6 章 基金

(基金)

第 34 条 当法人は、会員または第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第 35 条 基金の募集、割当て、払込等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 36 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 37 条 基金拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条に規定する限度の額の範囲で行うものとする。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 38 条 当法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(予算外支出等)

第 40 条 会長はやむを得ない事由があるときは、理事会の決議を経て、予算外支出、予算超過支出又は科目の更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 41 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会において報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項第 3 号、第 4 号の書類については、「一般法人法」施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金)

第 42 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。



(解散の事由)

第 44 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第 45 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号イからトに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 附 則

(最初の事業年度)

第 46 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人成立日から平成 27 年 8 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 47 条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 Junji Machi (ジュンジ マチ)

設立時理事 谷口 茂

設立時理事 菊池 欣也

設立時代表理事 Junji Machi (ジュンジ マチ)

設立時代表理事 谷口 茂

設立時監事 蒲 章則

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 48 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

住所 アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市アラモアナ通り 1288 番 9 ジー

氏名 Junji Machi (ジュンジ マチ)

住所 東京都杉並区高円寺南 2 丁目 24 番 10 号

氏名 谷口 茂

住所 福岡県福岡市東区舞松原 2 丁目 29 番 31 号

氏名 菊池 欣也

(法令の準拠)

第 49 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上 一般社団法人 J r S r の設立に際し、設立時社員 Junji Machi (ジュンジ マチ) 他 2 名の定款作成代理人である行政書士小野里孝史は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成 26 年 9 月 3 日

設立時社員 Junji Machi (ジュンジ マチ)

設立時社員 谷口 茂

設立時社員 菊池 欣也

行政書士法第一条の 3 に基づき代理人として作成し、電子署名する。

上記設立時社員 Junji Machi (ジュンジ マチ) 他 2 名の定款作成代理人

東京都中央区銀座 6 丁目 13 番 7 号新保ビル 403

行政書士 小野里 孝史

登録番号 第 05082150 号